

## 楽天 Edy ユーザー情報登録規約

### 第1条(目的)

1. 本規約は、楽天 Edy 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する、第3条に定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用について規定するものです。
2. 登録会員は、Edy の発行者がバリュー発行会社であること、及び、Edy の利用についてはバリュー発行会社所定の楽天 Edy サービス利用約款(以下「楽天 Edy サービス利用約款」といいます。)が適用されることを了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

### 第2条(定義)

本規約において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次のとおりとします。なお、楽天 Edy サービス利用約款において定義された語句は、本規約において別途定義されない限り、本規約においても同じ意味を持つものとします。

#### ●Edy

当社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、本規約に基づき利用者が商品等の代金の支払いに使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」

#### ●Edy カード

利用者が楽天 Edy サービス利用約款に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等

#### ●Edy 携帯電話

Edy を利用するために必要な機能を備えることができる携帯端末(携帯電話・スマートフォンを含む)の種類であって、当社が Edy を利用できると認定したもの

#### ●利用者

Edy カード又は Edy 携帯電話によって Edy を使用する方

#### ●登録会員

本規約に従うことに同意の上、当社所定の手続に従い本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾し、当該手続が完了した利用者

#### ●バリュー発行会社

第三者型前払式支払手段の発行について資金決済法に基づき登録を受けた法人で、当社の承認を得て当社と当社所定の契約を締結した上で利用者に対して Edy を発行する会社及び当社

#### ●IC カードリーダーライター

本サービスを利用するためのソフトウェアが提供された、非接触通信にて IC チップにデータの読み書きを行うための当社所定の装置

●パスワード

登録会員が本サービスを利用するために当社が登録会員に付与した、又は、登録会員が当社所定の手続に従い登録した英数字の配列情報

●携帯電話事業者

携帯電話、PHSなどの電気通信サービスを提供する電気通信事業者

●ネットワークサービス

インターネット網や各携帯電話事業者が提供する無線IP通信網などの電気通信網上のサービス

●Edy 番号

Edy カードに記載される又は Edy 携帯電話の楽天 Edy アプリに表示される番号で、当該 Edy カード又は Edy 携帯電話に登録される Edy 及び Edy による取引を特定するために割り当てられる16桁の数字

●Edy ギフト

利用者が当社所定の手続を行うことによって、当社がネットワークサービスを通じて、利用者の Edy カード又は Edy 携帯電話に直接 Edy を記録させる仕組み

### 第3条(本サービスの概要)

本サービスにより、以下のとおりサービスが利用できます。なお、Edy カードの種類、Edy 携帯電話の機種及び IC カードリーダーライタの機種によって、各サービスの提供の有無及び提供開始時期に差異が出る場合があります。各サービスの提供状況については、当社のホームページ上で掲示しております。

(Edy カード利用者及び Edy 携帯電話利用者が共通して利用できるサービス)

#### 1. クレジットカードによる Edy チャージ

- (1) クレジットカードによる Edy チャージとは、登録会員が、本項の手続に従い、ネットワークサービスを通じて、安全かつ簡便に Edy の発行を受け、Edy カード又は Edy 携帯電話に Edy を記録することができるサービスです。
- (2) 登録会員は、クレジットカードによる Edy チャージを希望する際には、Edy カード及び IC カードリーダーライタ又は Edy 携帯電話を使用し、インターネットを通じて当社のホームページにアクセスした上、当社所定の手続に従い、登録会員が指定した金額(以下「発行申込額」といいます。)に相当する Edy の発行を申し込むものとします。
- (3) 当社は、登録会員が Edy の発行を申し込む際にパスワードとして入力した英数字の配列情報と予め付与しないし登録されているパスワードとの一致を確認することにより、Edy の発行申込者が登録会員であることを確認し、登録会員が当社所定の方法に従い入力した発行申込額その他の事項を内容とする Edy 発行の申し込みがバリュー発行会社に対してなされたものと取り扱います。
- (4) 当社は、前号の申し込みに応じて発行される Edy を登録会員の Edy カード又は Edy 携帯

電話に記録するものとします。登録会員とバリュー発行会社との間の Edy にかかわる契約は、当社が Edy を登録会員の Edy カード又は Edy 携帯電話に記録した時に成立するものとします。なお、1回に発行される Edy の額は、金25,000円相当を限度とします。

- (5)前号の Edy の発行にかかる対価(以下「発行対価」といいます。)は、第12条の手続に従って、登録会員が予め登録したクレジットカードによって決済するものとします。
- (6)登録会員がクレジットカードによる Edy チャージを用いて Edy を記録できる Edy カード又は Edy 携帯電話は当社所定の枚(台)数までとします。

## 2. クレジットカードによる Edy オートチャージ

- (1)クレジットカードによる Edy オートチャージとは、登録会員が、自己が保有する Edy カード又は Edy 携帯電話に記録されている Edy の残高が当社所定の方法に従い設定した金額以下となった場合、当社所定の時間毎にネットワークサービスを通じて自動的に安全かつ簡便に Edy の発行を受け、利用者がクレジットカードによる Edy オートチャージを希望した Edy カード又は Edy 携帯電話に Edy を記録することができるサービスです。なお、Edy カードの場合は Edy の発行を受けるためには IC カードリーダーライターにかざす必要があります。
- (2)登録会員は、クレジットカードによる Edy オートチャージの利用を希望する場合、クレジットカードによる Edy オートチャージを希望する Edy カードを IC カードリーダーライターにかざし、又は、Edy 携帯電話を使用し、当社所定の手続に従い、パスワードを入力の上クレジットカードによる Edy オートチャージを実行するための金額(以下「下限額」といいます。)及び自動的に Edy の発行を希望する金額(以下「オートチャージ額」といいます。)を設定し、クレジットカードによる Edy オートチャージの利用を申し込むものとします。
- (3)当社は、登録会員がクレジットカードによる Edy オートチャージの利用を申し込んだ際に入力したパスワードとあらかじめ付与しないし登録されているパスワードとの一致を確認することにより、クレジットカードによる Edy オートチャージの利用申込者が登録会員本人であることを確認し、登録会員が当社所定の方法に従い設定した下限額及びオートチャージ額その他の事項を内容とするクレジットカードによる Edy オートチャージの申し込みが当社に対してなされたものと取り扱います。
- (4)当社は、前号の申し込みに応じて発行される Edy を登録会員がクレジットカードによる Edy オートチャージの利用を申し込んだ Edy カード又は Edy 携帯電話に記録するものとします。利用者の当該 Edy カード又は Edy 携帯電話に Edy が記録された時点をもって、Edy の発行とします。なお、登録会員が設定する下限額及びオートチャージ額として設定可能な Edy の額は、金25,000円相当を限度とします。
- (5)登録会員は、クレジットカードによる Edy オートチャージを利用して発行を受ける1日あたりの Edy の上限額を、当社が別途定める金額単位に従い設定することができるものとします。
- (6)クレジットカードによる Edy オートチャージの利用による Edy の発行対価は、第12条の手続に従って、クレジットカードによって決済するものとします。
- (7)登録会員がクレジットカードによる Edy オートチャージを利用できる Edy カード又は Edy 携

帯電話は当社所定の枚(台)数までとします。

- (8)登録会員は、クレジットカードによる Edy オートチャージの利用中止を希望する場合には、当社所定の方法に従い、利用中止手続きを行うものとします。また、登録会員は、利用中止手続きを行った後、あらためてクレジットカードによる Edy オートチャージの利用を希望する場合には、当社所定の方法に従い、クレジットカードによる Edy オートチャージの利用を申し込むものとします。
- (9)クレジットカードによる Edy オートチャージの利用に際しての詳細は、当社のホームページ上で掲示しております。

### 3. Edy お知らせサービス

- (1)Edy お知らせサービスとは、(ア)登録会員が Edy カード又は Edy 携帯電話を用いて利用した前月における Edy のご利用状況又は前月に Edy の利用がなかった場合には前月末日時点での Edy の残高の状況(イ)登録会員が保有する Edy カード又は Edy 携帯電話を使用して Edy ギフトによる Edy の受け取りが可能である状況(ウ)登録会員が保有する Edy 携帯電話に記録されている Edy の残高(当社サーバで確認できる残高をいいます)が、当社所定の金額又は当社所定の手続きに従い登録会員が設定した金額以下となった状況について、当社所定の方法に従い、登録会員に対してメールを配信するサービスです。
- (2)登録会員は、第5条の定めに従い本サービスの利用申込みにあたり登録していたメールアドレスを変更している場合には、当社所定の手続に従い登録情報の変更を行うものとします。登録会員の登録情報に誤り・変更漏れ等があることにより、登録会員に Edy お知らせサービスによるメールが配信されない場合、あるいは誤って第三者に Edy お知らせサービスによるメールが配信された場合等において、登録会員又は当該第三者に損害等が生じた場合でも、当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き一切の責任を負いません。
- (3)Edy お知らせサービスにより登録会員に配信する内容は、当社所定の方法に従い Edy 加盟店から送信されたデータに基づき Edy の残高を算出及び当社所定の方法に従い配信対象となる登録会員を抽出した後にメールを配信することから、登録会員が実際に前月に利用した内容及びメールを受けとった時点における登録会員の保有する Edy カード又は Edy 携帯電話にて確認できる Edy の状況と差異が生じる場合があることを、予めご了承ください。
- (4)登録会員は、Edy お知らせサービスによる各メールの配信停止を希望する場合には、当社所定の手続に従い、配信停止手続きを行うものとします。また、登録会員は、配信停止手続きを行った後、あらためて Edy お知らせサービスによる各メールの配信を希望する場合には、当社のホームページで当社所定の手続に従い、Edy お知らせサービスによる各メールの再配信を申し込むものとします。
- (5)登録会員は、Edy お知らせサービスの配信を受けるにあたり、当社からのメールを受信できるよう整えておくものとします。

(Edy カードのうち当社指定の端末利用者のみが利用できるサービス)

#### 4. 故障時の残高返還サービス

- (1) 故障時の残高返還サービスとは、Edy カードのうち当社指定のウェアラブル端末、携帯電話アクセサリ等(以下「指定端末」といいます。)に搭載された当社が認定する非接触ICの破損、電磁的影響その他の事由により Edy のデータの読み取り又は書き込みが不可能となった場合(以下「非接触ICの故障」といいます。)に、当社所定の方法に従って確認した非接触ICの故障時に当該指定端末に記録されていた Edy の残高相当額を当社所定の方法によって登録会員に返還するサービスです。
- (2) 登録会員が故障時の残高返還サービスのご利用を希望する場合には、当該指定端末の非接触ICの故障を証明する書面の提出を求める場合があります。指定端末の種類により申請方法が異なるので、当社からの案内をご確認ください。
- (3) 当社は、当社所定の方法に従い Edy の残高を確認できない場合には、Edy を返還する義務を負わないものとします。また、故障時の残高返還サービスは、指定端末の紛失、盗難等の場合を対象とするものではなく、当社は上記場合に登録会員が被った損害を負担するものではありません。

#### 第4条(チャージ金額の上限)

当社は、前条第1項及び第2項の定めに関わらず、前条第1項に規定するクレジットカードによる Edy チャージ及び前条第2項に規定するクレジットカードによる Edy オートチャージをすることができる金額の上限を設定することができるものとします。

#### 第5条(会員登録)

1. 本サービスの利用希望者は、本規約の内容をよく読み、当社所定の手続きに従って本サービスの利用を申し込むものとします。当社が申し込みを承諾し、当該手続きが完了した時点で、本規約の内容を合意事項とする本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます。)が利用希望者と当社との間に成立し、利用希望者は、本サービスの利用資格を取得し、登録会員となるものとします。ただし、登録会員は、当社が当社所定の方法に従って本サービスの利用申込みの際に登録されたクレジットカード(以下「対象クレジットカード」といいます。)の名義人と登録会員が同一人であることの確認等、当社所定の手続きが完了した場合に限り、クレジットカードによる Edy チャージ及び Edy オートチャージを利用することが出来ます。なお、かかる手続きには、1週間程度かかります。
2. 利用希望者は本サービスの利用を申し込むにあたり、以下のいずれにも該当してはならないものとします。利用希望者が以下のいずれかに該当すると当社が認定した場合、前項に定める申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 虚偽の記載又は重要な誤記を行う

- (2)登録会員以外の名義人の対象クレジットカードを登録する
  - (3)対象クレジットカードの発行会社より、無効扱いの通知を受けた対象クレジットカードを登録する
  - (4)過去に、本サービスの利用資格の停止又は失効を受けたことがある
  - (5)過去に、本サービスの利用に際し不正行為を行ったことある
  - (6)利用申込者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない
  - (7)第3条第1項第6号又は第3条2項第7号に違反して登録を行う
  - (8)その他、利用申し込みを認めることが不適切であるか、又は利用申し込みを認めることで本サービスの提供に支障が生じるおそれがある
3. 利用希望者が利用申し込みの際に入力した情報を、当社が以下の各号に定める目的で第三者に提供することがあることについて、利用希望者は同意するものとします。
- (1)利用希望者が対象クレジットカードの真正な所持人であることを確認する目的でカード会社に照会する場合
  - (2)法的な義務を伴う開示要求に対応する場合

#### 第6条(設備等の準備)

1. 登録会員は、通信機器、ソフトウェア、IC カードリーダライタその他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続及び設定、回線利用契約の締結及びアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 登録会員は、Edy 携帯電話を利用して本サービスを利用する場合には、Edy 携帯電話及びこれに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続及び設定、携帯電話事業者との間で必要となる通信サービス契約（以下「通信サービス契約」といいます。）の締結その他本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。なお、登録会員は、携帯電話事業者との間の通信サービス契約を終了した場合には、本サービスを利用することができなくなることに同意するものとします。ただし、登録会員が通信サービス契約終了後も Edy 携帯電話を保有し続ける場合には、IC カードリーダライタを利用することによって第3条第1項に規定するクレジットカードによる Edy チャージ及び第3条第2項に規定するクレジットカードによる Edy オートチャージを利用することはできます。
3. 当社は、登録会員が本サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェア及びこれらに付随して必要となるいかなる機器についても、それとの互換性を確保するために、当社の管理する設備、システム又はソフトウェアを改造、変更又は追加し、又は本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

#### 第7条(登録情報の変更)

1. 登録会員は、登録情報に変更が生じた場合には、当社所定の手続に従い、速やかに、登録情

報変更の届出をしなければならないものとします。

2. 登録会員が前項の登録情報変更の届出をしなかったことにより、本サービスを利用できない等の不利益を被った場合でも、当社は当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条(本サービスの利用の終了)

登録会員は、当社が別途定める手続に従い、登録情報を自ら削除し、本サービスの利用を終了することができるものとします。本サービスの利用の終了に伴い、本サービスの利用資格は失われます。

#### 第9条(本サービスの利用資格の停止)

当社は、登録会員が以下のいずれかに該当すると認定した場合、当該登録会員に事前に通知することなく、直ちに当該登録会員と当社との間の利用契約を終了し、又は当該登録会員の本サービスの利用資格を停止することができるものとします。

- (1) 登録会員が本規約の定めに違反した場合
- (2) 会員が対象クレジットカードやその支払口座の利用を停止し、又は、停止させられた場合
- (3) 登録会員が死亡した場合、その他登録会員が権利能力を失った場合
- (4) その他、登録会員として不適切であるか、又は当社による本サービスの提供に支障が生じるおそれがある場合

#### 第10条(パスワードの管理)

1. 登録会員は、パスワードの管理責任を負うものとします。パスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等、第三者に推測されやすい文字列を避ける、定期的に変更する等、登録会員本人が厳重に管理してください。
2. 登録会員は、パスワードを自己以外の第三者に利用させ、又は、貸与、譲渡もしくは売買等をしてはならないものとします。
3. 登録会員によるパスワードの管理、又は、登録会員によるパスワードの誤用に関連又は起因して生じた登録会員の損害(第三者によるパスワードの使用に関連又は起因する損害を含む)は当該登録会員自身が負担するものとします。
4. 登録会員は、パスワードの失念があった場合、又はパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

#### 第11条(Edy カード等の盗難・紛失等)

1. クレジットカードによる Edy チャージ又は Edy オートチャージを申し込んだ Edy カード又は Edy 携帯電話の譲渡・売却・貸与・盗難・紛失等があった場合、登録会員はクレジットカードによる

Edy チャージ又は Edy オートチャージの停止手続を行うものとします。

2. 前項に定めるほかに、クレジットカードによる Edy チャージ又は Edy オートチャージの利用に必要なクレジットカード情報等の詐取・漏洩等があった場合も前項と同様の停止手続を行うものとします。
3. 前二項に定める停止手続を行うために、登録会員は、当社のホームページ上の盗難・紛失の際の手続のページより速やかに登録情報を削除の上本サービスの利用を終了し、当社の指示に従うものとします。

#### 第12条(Edy の発行対価の支払い)

1. 登録会員は、第3条第1項に規定するクレジットカードによる Edy チャージ及び第3条第2項に規定するクレジットカードによる Edy オートチャージを利用する際の Edy の発行対価をクレジットカード決済払いにより支払うものとし、当社はバリュー発行会社のために当該発行対価を登録会員から受領するものとします。登録会員は、本サービスの利用申込時に、Edy の発行対価の支払いに用いる登録会員のクレジットカードのカード番号を当社に対し、当社所定の方法に従い通知するものとします。
2. 登録会員は、登録会員がカード会社との間で別途契約する条件に従い、当該カード会社に対し Edy の発行対価の決済にかかる債務の支払いを行うものとします。
3. 登録会員は、前項の債務の支払いに関連してカード会社との間で生じた紛争を、自己の責任と費用において解決するものとし、当社に何らの損害も与えないものとします。また、当社は、かかる紛争に関連又は起因して登録会員に生じた損害につき、いかなる責任も負わないものとします。
4. 登録会員とカード会社との間の紛争に関連又は起因して当社が損害を被った場合、当社は、かかる損害の賠償を当該登録会員及びカード会社に請求することができるものとします。

#### 第13条(禁止事項)

登録会員は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (2) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (3) 事実に反する情報を登録もしくは送信する行為、又は情報を改ざんもしくは消去する行為
- (4) 本サービスの設備の運営を妨げる行為
- (5) 他の登録会員になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) 法令もしくは公序良俗(売春、暴力、残虐等)に違反し、又は他の登録会員もしくは第三者に不利益を与える行為
- (7) 前各号に定める行為を助長する行為
- (8) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為



#### 第14条(本サービスの中断)

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、当社の管理する設備又はシステムの保守を定期的又は緊急に行う場合、当社の管理する設備又はシステムに障害が生じ、又は生じるおそれがある場合、法令又は管轄官公庁の要請があった場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は、自らの判断により登録会員に対する本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、本サービスの提供の中断に関連又は起因して生じた登録会員の損害につき、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により本サービスの提供を中断する場合、当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知し、又は当社のホームページに掲示するものとします。但し、本サービスの提供の中断が緊急に必要な場合、又はやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。

#### 第15条(登録情報の取扱い)

1. 登録会員は、第5条の諸手続において、当社からの登録情報の提供の要請に応じて、真正な登録情報を当社に提供するものとします。
2. 当社は、登録情報及び本サービスの利用履歴情報を、善良なる管理者としての注意を払って管理します。
3. 登録会員は、当社が、登録情報及び本サービスの利用履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的に利用し、又は第三者に提供することがあることに同意するものとします。
  - (1) 登録会員がクレジットカードの真正な所持人であることを確認する目的でカード会社に照会する場合
  - (2) 登録会員に対し、新規サービスの追加もしくは本サービスの内容変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、メール、郵便等で通知する場合
  - (3) 登録会員に対し、Edy 及び Edy のサービスに関連する情報をメール、郵便等で提供する場合
  - (4) 当社が、Edy の利用動向を把握する目的で、登録情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合
  - (5) 法的な義務を伴う開示要求に対応する場合
  - (6) 登録会員から事前に同意を得た場合
4. 前項第2号の規定にもかかわらず、登録会員は、登録情報及び本サービスの履歴情報を利用した当社からの情報の提供を希望しない場合には、当社に対してその旨請求できるものとし、当社はかかる登録会員の請求に応えるものとします。ただし、かかる当社からの情報の提供が、登録会員に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものと

します。

5. 登録会員は、登録情報を照会することを希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってかかる照会を請求できるものとします。
6. 登録会員は、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、登録会員が、当社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。
7. 前項以外の登録情報を変更することを希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってかかる変更の登録を申請するものとします。ただし、登録会員が対象クレジットカードの情報の変更登録を申請する場合、登録会員は、当社が当社所定の方法によって対象クレジットカードの名義人と登録会員が同一人であることの確認等当社所定の手続きが完了した場合に限り、クレジットカードによる Edy チャージ及び Edy オートチャージを利用することができます。なお、かかる手続きには、1週間程度かかります。また、対象クレジットカードの名義人が合計5枚(台)以上の Edy カードについて本サービスの会員登録をしている場合には、上記変更登録申請は認められません。

#### 第16条(本規約の変更)

当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、本規約の変更内容の詳細については、当社のホームページに掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。登録会員が本規約の変更後も引き続き本サービスを利用した場合、当該登録会員は変更後の本規約の内容が新たな利用契約として適用されることに同意したものとみなします。

#### 第17条(当社の免責)

1. 当社は、登録会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 当社は、本サービスの全部又は一部の提供を、理由のいかんを問わず、何時でも中止することができ、当該中止に関連又は起因して生じた登録会員の損害について、いかなる責任も負わないものとします。また、当社は、本サービスの内容変更又は本サービスの提供の遅れに関連又は起因して生じた登録会員の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、当社が故意又は重過失をもって利用契約に違反した場合を除き、本サービスの提供に関連又は起因して生じた登録会員の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
4. 当社は、登録会員の逸失利益又は機会損失については、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当該逸失利益又は機会損失が当社の故意又は重過失に起因する場合を除きます。
5. 当社は、登録会員が第11条に定める手続によって本サービスの利用を終了しなかった場合において登録会員に生じた一切の損害及び登録会員が第5条第2項各号の行為を行った場合その他本規約に違反した場合において第三者に生じた一切の損害について、いかなる責任

も負わないものとします。

#### 第18条(譲渡禁止)

登録会員は、登録会員たる地位又は利用契約上の権利もしくは義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第19条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

#### 第20条(協議解決)

本サービスに関連して登録会員と当社との間で問題が生じた場合には、登録会員と当社の間で誠意をもって協議するものとし、協議によっても解決しない紛争については、当社の本店の所在地を管轄とする簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

### <個人情報の取り扱いについて>

#### 1. 事業者の氏名又は名称

楽天 Edy 株式会社(以下「当社」といいます。)

#### 2. 個人情報保護管理者

楽天 Edy 株式会社 個人情報管理責任者

#### 3. 個人情報の利用目的

ご入力いただき当社が取得した個人情報は、本サービスの提供及び本サービスに付随する業務のために利用します。

#### 4. 個人情報の第三者提供について

ご本人の同意がある場合、又は法令等に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。なお、当社は、本サービスの利用希望者又は登録会員がクレジットカードの真正な所持人であることを確認する目的で、当該利用希望者又は登録会員にご入力いただいたクレジットカード情報その他必要な情報を、クレジットカード会社その他金融機関が提供するオンラインネットワーク等により照会することがあります。

#### 5. 個人情報の取り扱いの委託について

当社は、取得した個人情報の取り扱いを委託する場合には、委託する個人情報の安全管理が図られるよう、契約等を通じて委託先に対して必要かつ適切な監督等を行います。

#### 6. 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ窓口について

ご本人からの求めにより、当社が保有する開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去及び第三者への提供の停止のお問い合わせ(以下「開示等」といいます。)に応じます。開示等のお問い合わせは、以下の「11. お問い合わせ

わせ窓口」をご覧ください。

7. 個人情報をご入力いただくにあたっての注意事項

本サービスの提供にあたっては、個人情報をご入力いただくことが必要となります。当該情報を正しくご入力されていない場合、本サービスをご利用いただけませんので、あらかじめご注意ください。

8. ご本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

Cookie 等を用いるなどして、ご本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

9. 個人情報の安全管理措置について

取得した個人情報については、漏えい、滅失又はき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。なお、このサイトでは、通信の暗号化措置を講じています。

10. 個人情報保護基本方針

当社ホームページの個人情報保護基本方針をご覧ください。

11. お問い合わせ窓口

楽天 Edy 株式会社 楽天 Edy カスタマーデスク(個人情報ご相談窓口)

〒158-0094 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

平日:9:30~19:00 土日祝日:10:00~18:00

URL:<http://edy.rakuten.co.jp/sprd/privacy-inq/>

以上

(2020年3月18日版)